

広島大学附属東雲中学校 学校いじめ対策委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 いじめ対策基本法の施行を受け、いじめの未然防止及び早期発見・早期対応を図るため、学校いじめ対策委員会（以下委員会）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 学校いじめ対策計画又はその変更の案の作成に関すること
- (2) 学校いじめ対策計画に定める措置の実施に関すること
- (3) 学校におけるいじめに関する通報の受付並びにいじめに関する事案の調査及び対処に関すること
- (4) 学校いじめ対策計画に定める措置の実施状況の評価に関すること

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は校長を、副委員長は副校長をもって充てる。
- 3 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) いじめ対策主任（生徒指導部長）
 - (2) 主幹
 - (3) 学年主任長
 - (4) 養護教諭
 - (5) その他、委員長が必要と認めるもの

(委員長)

第4条 委員長は、会務を主催する。

- 2 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、取り組み状況により委員長が必要と認めるとき、開催することができる。

- 2 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。
- 3 委員は、事故などにより出席できないときは代理のものを出席させることができる。

(意見等の徴収)

第6条 委員会において必要があると認めるときは、関係職員及び関係者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、いじめ対策主任が処理する。

(その他必要な事項)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は委員長が定める。

【附則】この要綱は、平成25年9月27日から施行する。